



2021年2月12日

各 位

会 社 名 株式会社日本マイクロナクス
代表者名 代表取締役社長 長谷川正義
(コード番号 6871 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 齋藤太
(TEL 0422-21-2665)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の第50期定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定するとともに、同株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

2021年3月26日開催予定の第50期定時株主総会において、必要な定款変更が原案どおり承認された場合、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

当社は、経営理念ならびに経営方針を実現し、より理想的なコーポレート・ガバナンスを追求することを通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいりました。

このたび、取締役会における経営戦略議論の一層の充実、およびより高水準のコーポレート・ガバナンスの実現に向け、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会の議決権を有する取締役が監査等委員として監査機能を担い、取締役会の業務執行に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行者への権限委譲を進めることにより、当社は、意思決定・業務執行の機動性を向上させ、更なる経営の効率性向上と業務執行に対する監督機能の強化を図ります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更ならびに四半期配当を可能とするための規定の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2021年3月26日

定款変更の効力発生予定日 2021年3月26日

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (省 略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (省 略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (省 略)	第6条 (現行どおり)
<u>第7条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第9条 (省 略)	第7条～第8条 (現行どおり)
第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた <u>取締役の決定</u> によって定め、これを公告する。
第11条 (省 略)	第10条 (現行どおり)
第12条 (株式取扱規程) 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	第11条 (株式取扱規程) 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、 <u>取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役</u> の定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (省 略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、13名以内とする。 (新 設)	第18条 (取締役の員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、13名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、4名以内とする。
第20条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。 (新 設)	第19条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。 <u>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して行う。</u>
<u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
<u>3 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u>	<u>4 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 21 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>5 補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</p> <p>第 20 条 (取締役の任期) 取締役 (監査等委員を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 22 条 (省 略)</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集手続) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (取締役会の招集手続) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 24 条 (省 略)</p> <p>第 25 条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第 26 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 25 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 27 条～第 28 条 (省 略)</p> <p>第 29 条 (報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 26 条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>2 取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して定める。</p>
<p>第 30 条 (省 略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条 (監査役の員数) 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>第 32 条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権の行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
その議決権の過半数をもって行う。	
<u>第 33 条（監査役の任期）</u>	(削 除)
<u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>第 34 条（監査役会の招集手続）</u>	(削 除)
<u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u>	
<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u>	
<u>第 35 条（監査役会の決議方法）</u>	(削 除)
<u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u>	
<u>第 36 条（監査役会の議事録）</u>	(削 除)
<u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	
<u>第 37 条（監査役会規則）</u>	(削 除)
<u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	
<u>第 38 条（常勤監査役）</u>	(削 除)
<u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>第 39 条（報酬等）</u>	(削 除)
<u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	
<u>第 40 条（監査役の責任免除）</u>	(削 除)
<u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	
<u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	
(新 設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>第 31 条（監査等委員会の招集手続）</u>
	<u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u>
	<u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>第 32 条（監査等委員会規則）</u>
	<u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人

現行定款	変更案
<p>第 41 条～第 42 条 (省 略)</p> <p>第 43 条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 44 条～第 45 条 (省 略)</p> <p>第 46 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>当会社の<u>期末配当</u>の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p><u>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 47 条 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条</p> <p><u>第 11 条、第 45 条および第 46 条の規定の変更は、2020 年 1 月 1 日からその効力を生じる。</u></p> <p>第 2 条</p> <p><u>第 13 条の規定の変更は、2020 年 4 月 1 日からその効力を生じる。</u></p> <p>第 3 条</p> <p><u>第 21 条の規定にかかわらず、2019 年 12 月 19 日開催の第 49 期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第 50 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第 4 条</p> <p><u>第 42 条の規定にかかわらず、2019 年 12 月 19 日開催の第 49 期定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、第 50 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第 5 条</p> <p><u>第 44 条の規定にかかわらず、第 50 期事業年度は、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの 15 ヶ月間とする。</u></p> <p>第 6 条</p> <p><u>本附則は、第 50 期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 33 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>第 35 条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 38 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>当会社の<u>剰余金の配当</u>の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日、毎年 6 月 30 日、毎年 9 月 30 日および毎年 12 月 31 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第 1 条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p><u>2020 年 12 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議に基づき変更の効力が生ずる前の定款第 40 条の定めるところによる。</u></p>